

日本アゼルバイジャン経済委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、日本アゼルバイジャン経済委員会と称する。

(英文名称は、Japan-Azerbaijan Economic Committee と称する。)

(目的)

第2条 本委員会は、日本とアゼルバイジャンとの間の貿易および投資の拡大ならびに経済および科学技術の協力関係の発展を図り、もって日本とアゼルバイジャンの通商の振興に貢献するとともに両国の友好親善関係を促進することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、日本とアゼルバイジャンとの間の貿易または貿易に関連する事業を営む企業、団体および個人を会員とする。

- ② 会長および副会長若干名は、会員総会において選出する。
- ③ 理事は 20 社以内、監事は 2 名とし、会員総会において選出する。
- ④ 本委員会には、総会にはかつて顧問をおくことができる。
- ⑤ 本委員会には、必要に応じ、理事会にはかつて専門分科会をおくことができる。
- ⑥ 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(活動)

第4条 本委員会は、第 2 条の目的を達成するため、アゼルバイジャン日本経済委員会と常時緊密な連携を図り、次の活動を行う。

- 1. 両国の貿易および投資ならびに経済および科学技術に関する調査研究および資料の交換
- 2. 両国間の経済協力および科学技術協力関係樹立の推進とその斡旋
- 3. 両国間の専門家代表団および研修生の相互交換、講演会およびシンポジウムの開催とその斡旋
- 4. 合同委員会の開催とその決議の推進
- 5. 両国間の貿易および投資上の諸問題解決に関する仲介および斡旋
- 6. 両国間の通商振興に関する意見の日本政府および経済界に対する意見具申
- 7. その他第 2 条の目的を達成するために必要な事業

(経費)

第5条 本委員会の通常経費は、会費によってまかなわれる。

② 本委員会の会費は、1会員あたり年額 25 万円とし、会費は1年ごとに予納するものとする。

ただし、特別の経費を必要とする場合は、理事会にはかり、その分担方法を決める。

③ 本委員会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

④ 本委員会の収支決算および予算は、理事会にはかり会員総会の承認を得るものとする。

(事務局)

第6条 本委員会の事務は、一般社団法人ロシア NIS 貿易会が理事会の指導のもとにこれを行う。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、会員総会の決議による。

付 則

この規約は、平成10年12月8日から施行する。

平成24年4月1日、改正、施行。